平成２９年（フ）第３０号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字木ノ内112番地４　町営木ノ内第２団地203号
債務者　松浦　由香
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第１４９９号
千葉市緑区鎌取町2876番地11　かまとり荘234号
債務者　田中　智晴
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１２号
千葉県船橋市本町２丁目20番12―108号
債務者　大平　雄也
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５６１号
千葉県市川市鬼高３丁目18番12―202号　（タウンコート市川）
債務者　横田　光徳
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７８号
千葉県市川市福栄２丁目16番17号　（アークサンコー201号）
債務者　久津見太志
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８４号
千葉市若葉区若松町975番地10　サントップタウンズ２　201号
債務者　内本　和矢
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９８号
千葉県市原市君塚１丁目４番地２
債務者　横山　　明
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６００号
千葉市稲毛区あやめ台２番８棟305号
債務者　田原　孝光
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目２番16―102号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町１丁目19番18号
債務者　水野クロスこと　水野　和夫
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６８号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の２103号　東方
債務者　内山　裕介
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６号
山口県下関市宝町１番６―503号　アーバン25
債務者　**静**間萌々子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第８７９号
川崎市宮前区平５丁目１番12号　コート・ドゥ・ピエール　306
債務者　髙田　秀行
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８８０号
川崎市宮前区平５丁目１番12号　コート・ドゥ・ピエール　306
債務者　髙田　友美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２号
山梨県富士吉田市新西原２丁目８番63―９号
債務者　水野恵美子（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
広島県府中市高木町1111番地　市営住宅１―202
債務者　隠居　雅道
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３１号
奈良県五條市南阿田町264番地
債務者　本田　圭亮
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１４７号
青森県弘前市大字樹木２丁目12番地６
債務者　安田　一惠
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
青森地方裁判所弘前支部